財源構成図 記載要領

【作成に当たっての留意事項】

　１．令和２年度　○○都道府県の国保特別会計（試算値（e）ベース）は、全ての都道府県が作成すること。

　２．平成31年度　○○都道府県の国保特別会計（試算値（e）ベース）は平成31年度納付金算定時のものを使用すること。

１．令和２年度　○○都道府県の国保特別会計（試算値（e）ベース）

（１）全般

①　一般被保険者分の保険給付費等及び後期高齢者支援金等の金額を賄う歳入と一般被保険者分及び退職被保険者等分の介護納付金を賄う歳入の合計額の財源構成について記載する。なお、一般会計に繰り出している金額は歳入の金額に含めない。

②　・は総額、（）内は１人当たり金額、【】内は対平成28年度決算ベースの１人当たり単年度平均伸び率（平成28年度から令和２年度の伸び率の４乗根の値）をそれぞれ記入する。

　　単年度平均伸び率は、具体的には以下のとおり計算する。

　　例えば、平成28年度から令和２年度の伸び率が10%の場合には、41.024により、2.4％と記載する。伸び率がマイナスの場合には、▲○.○％と記載する（以下、単年度平均伸び率は同様に計算する）。

③　１人当たり金額は、令和２年度の推計一般被保険者数により算出する。ただし、介護納付金及び介護分の保険料の１人当たり金額は、令和２年度の推計介護第２号被保険者数（退職含む）により算出する（※c）。

また、３保険料合計の歳出額、３保険料合計の保険料収納必要額及び３保険料合計の保険料の１人当たり金額は、医療分、後期高齢者支援金等分については推計一般被保険者数で除した１人あたり保険料額、介護納付金分については推計介護第２号被保険者数（退職含む）で除した１人当たり保険料額を算出し、各保険料区分の１人あたり保険料額を合算した金額とする（※d）。

（２）歳出

①　保険給付費等には、保険給付費に加えて、保健事業費等の保険料や国の公費で賄うべき費用（保険給付費（一般分）（Ａ）から標準保険料率の算定に必要な保険料総額（ｅ）までの加算項目の総額）を含める。

②　後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金等（一般分）（Ａ’）の金額とし、介護納付金は介護納付金（一般分・退職分）（Ａ）の金額とする。

③　計（①＋②＋③）の１人当たり伸び率（※ａ）は、保険給付費等、後期高齢者支援金等及び介護納付金の１人当たり伸び率を合算して算出するのではなく、令和２年度の１人当たり金額の計を平成28年度の１人当たり金額の計で除した値の単年度平均伸び率とする。

④　計（①＋②＋③）の総額が図下部の保険料区分、公費区分、前期高齢者交付金区分の金額の合算額と一致することを確認する。

（３）被保険者数

　①　一般被保険者数及び介護第２号被保険者数（退職含む）は、所得係数の算出に使用した推計値を用いる。（（１）③の1人当たり金額の算出にも当該数値を用いる。）

なお、被保険者数を補正して給付費総額や納付金、標準保険料率を算出した場合には、補正後の数値を用いる。

　②　対28年度伸び率は、事業年報Ａ表の平成28年度平均の被保険者数と比較した単年度平均伸び率を算出する。

（４）前期高齢者交付金

①　令和２年度交付額、令和２年度概算額及び平成30年度精算額は納付金算定標準システムで推計した金額を記入する。

（５）国普通調整交付金

①　「令和２年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について（通知）」（令和元年10月24日保国発1024第１号）（以下「令和元年度仮係数通知」という。）の別紙２で示した医療分、後期分、介護分の普通調整交付金の合算額を記入する。

（６）国特別調整交付金（都道府県分）

①　令和元年度確定係数通知の別紙４で示した都道府県分の交付見込額の合計額を記入する。

（７）国特別調整交付金（市町村分）

①　国特別調整交付金（市町村分）は、令和元年度確定係数通知の別紙3-1で示した交付見込額に基づき、各市町村の納付金額（d）から標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）を算定する際に減算する交付基準の金額のみについて、各市町村の合計額を記入する。

　　なお、別紙3-1で①としている交付基準のうち、（d）から（e）で減算しなかったもの、②としている交付基準のうち、（d）から（e）で減算したものがある場合には、図の右下の余白に区分（①または②）、交付基準名及び金額を記載する。

　　経営努力分の経過措置の交付額については、交付額が増額になっているので留意すること。

②　各市町村の納付金額（d）から標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）の加算項目（保健事業、直診勘定繰出金、出産育児諸費、葬祭諸費、育児諸費、その他保険給付、条例減免に要する費用、特定健康診査等に要する費用、予備費等）において、各市町村が基礎数値を計算する段階において、交付見込額を減算し、保険料収納必要額のみ把握している交付基準については、二重控除にならないように、該当する交付基準の交付見込額を含まない金額を記入する。

③　保険者努力支援制度（市町村分）に充当した国特別調整交付金による交付額については、「保険者努力支援制度（市町村分）」に計上する。（16）①参照

（８）定率国庫負担

①　納付金算定標準システム（推計表第３表等）により推計した数値を記入する。

（９）都道府県繰入金（１号繰入金・１号繰入金（激変緩和分）・２号繰入金）

①　納付金算定標準システムにより推計した数値を記入する。なお、歳入として算入していない金額については合算せず、図の右下の余白に金額を記入する。

（10）財政安定化支援事業

①　財政安定化支援事業は、本算定で用いる各市町村の金額の合算額とする。各市町村の金額については、現行制度を前提として、令和元年度の普通交付税の基準財政需要額の算定額（総額800億円ベース）を1.25倍して、留保財源で対応する分を加えた金額（総額1,000億円ベース）を令和２年度における市町村の繰入金見込額とすることを基本とする。

（11）決算補填等目的以外の法定外繰入

①　本算定で用いる各市町村の金額の合算額を記入する。

なお、各市町村の納付金額（d）から標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）の加算項目（保健事業、直診勘定繰出金、出産育児諸費、葬祭諸費、育児諸費、その他保険給付、条例減免に要する費用、特定健康診査等に要する費用、予備費等）に充当している金額を含めた金額を記入する。

（12）特例交付金（暫定措置分）、保険者努力支援制度（都道府県分）

①　令和元年度確定係数通知の別紙２で示した金額を記入する。暫定措置分には、追加激変緩和措置額を含める。

（13）財政安定化基金（本体分）

　①　財政安定化基金について、令和元年度末における積立見込額及び対前年度比を記入する。

（14）特例基金取崩額（直接算入分・１号毀損分）

①　納付金算定標準システムで算定に用いた金額を記入する。

②　欄外に令和２年度末の使用後残高見込額及び対前年度比を記入する。

（15）保険者努力支援制度（都道府県分）

①　令和元年度仮係数通知の別紙２で示した金額を記入する。

（16）保険者努力支援制度（市町村分）

①　令和元年度仮係数通知の別紙3-2で示した金額の合計額を記入する。

（17）保険者支援制度

①　納付金算定標準システムで算定に用いた各市町村の金額の総和を記入する。

（18）高額医療費負担金・特別高額医療費共同事業負担金

①　高額医療費負担金については、令和元年度仮係数通知の別紙２で示した金額を参考に、国と都道府県がそれぞれ負担する金額の合計額を記入する。

②　特別高額医療費共同事業負担金については、令和元年度仮係数通知の別紙２で示した金額を参考に、国が負担する金額を記入する。

（19）その他収入

①　本算定で用いた退職前期調整額、特定健康診査等負担金、出産育児一時金、過年度の保険料収納見込み等のその他の収入の金額を合算した金額を記入する。なお、一般会計に繰り出している金額は歳入の金額に含めない。

②　前々年度の概算前期高齢者交付金額が確定前期高齢者交付金額を上回っていたために、精算額がマイナスになる場合には、前々年度決算において概算前期高齢者交付金に剰余が生じ、翌年度以降に繰り越されることが考えられる。精算額により生じた剰余金を前年度繰越金又は財政調整基金取崩額として、収入財源に充当した場合には、「基金繰入金・繰越金」ではなく、「その他収入」に含める。

（20）保険料収納必要額

①　保険料収納必要額は標準保険料率の算定に必要な保険料総額（ｅ）の総和を記入する。財源構成図上の歳出の金額から保険料収納必要額以外の全ての歳入の金額を差し引いた金額と一致することを確認する。１人当たり保険料収納必要額は医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の１人当たり保険料収納必要額の合算額とする。

②　保険料、保険料軽減（保険基盤安定繰入金）、基金繰入金・繰越金、決算補填等目的の法定外繰入及び前年度繰上充用金（単年度増加分）の合算額が保険料収納必要額と一致することを確認する。

（21）保険料軽減（保険基盤安定繰入金）、基金繰入金・繰越金、決算補填等目的の法定外繰入、前年度繰上充用金（単年度増加分）

①　保険料軽減（保険基盤安定繰入金）、基金繰入金・繰越金、決算補填等目的の法定外繰入、前年度繰上充用金（単年度増加分）（※ｂ）は、各市町村の合計の金額を記入する。保険料増加抑制を図った金額とし、決算後、剰余金になった部分の金額を除き、算入がなかったとすれば赤字となる額に限る。

（22）保険料

①　事業年報等の数値は用いず、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のそれぞれについて、保険料収納必要額から保険料軽減額（保険基盤安定繰入金）、基金繰入金・繰越金額、決算補填等目的の法定外繰入額及び前年度繰上充用金（単年度増加分）を差し引いて算出する。

（23）財政調整基金

　①　各市町村の財政調整基金について、令和元年度末における保有見込額及び対前年度比を記入する。

（24）各区分の総額・構成比

①　図下部の保険料区分、公費区分、前期高齢者交付金区分の金額は各区分に属する歳入項目の金額の合計額とする。各区分の合計額を歳出の計（①＋②＋③）の総額で除して、構成比を算出する。